

第1回職場における受動喫煙防止対策に関する検討会

議事次第

日時：平成21年7月9日（木）

10:00～12:00

場所：中央合同庁舎第7号館（13F）

共用第1特別会議室

東京都千代田区霞が関3-2-1

議題：

1. 職場における受動喫煙防止対策の現状及び問題点について
2. その他

第1回職場における受動喫煙防止会 対策に関する席

平成21年7月9日(木)
中央合同庁舎第7号館
(13F)
共用第1特別会議室
午前10時から

土 相 内
肥 澤 藤
委 委 委
員 員 員

速記

武田委員			中原委員
沢田委員			福島委員
鍵委員			三柴委員
漆原委員			望月委員
中條 計画課長補佐			健康局 関生活 習慣病対策室長

中徳 半 尾 金 鈴 中奥
央 田 田 澤 子 木 央 村
労 田 田 澤 子 木 央 村
働 働 働 働 働 働 働
衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛
生 生 生 生 生 生 生
専 専 専 専 専 専 専
門 門 門 門 門 門 門
官 官 官 官 官 官 官
任 任 任 任 任 任 任

(事務局及び関係者)

傍聴席(70席)

第1回 職場における受動喫煙防止対策に関する検討会

資料目次

- 職場における受動喫煙防止対策に関する検討会

資料 1-1 開催要綱

資料 1-2 委員名簿

資料 1-3 検討会の開催予定について（案）

- 職場における受動喫煙防止対策の現状

資料 2-1-1 職場における喫煙対策に係る法令等

資料 2-1-2 健康増進法と労働安全衛生法による受動喫煙防止対策の関係

資料 2-1-3 職場における喫煙対策の経緯

資料 2-2 諸外国の職場における受動喫煙防止に係る規制の概要

- 職場における受動喫煙の実態

資料 3-1 職場における喫煙対策の実態、民営事業所の規模別 従業者数、平成19年度厚生労働省委託事業「職場における喫煙対策の実施状況について」アンケート調査結果報告書

資料 3-2 受動喫煙をめぐる訴訟の動向

- 検討の方向性

資料 4 職場における受動喫煙防止対策のあり方に関する論点－たたき台－

（参考資料）

参考資料1 関係法令

参考資料2 事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針

参考資料3 職場における喫煙対策のためのガイドライン

参考資料4 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づく対策の推進について

参考資料5 受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会 報告書

参考資料6 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（「たばこ規制枠組条約」：要点）

参考資料7 たばこ規制枠組条約第8条履行のためのガイドライン（骨子）

参考資料8 「職場における喫煙対策の実施状況について」アンケート調査結果報告書（抜粋）（平成19年度厚生労働省委託事業）

職場における受動喫煙防止対策に関する検討会開催要綱（案）

1 目的

職場における受動喫煙防止対策については、平成4年以降、快適職場形成の一環として分煙対策等を進めてきたところであるが、職場における喫煙対策に対する労働者の意識が高まりつつあり、また、WHOたばこ規制枠組条約へのわが国の署名・条約の発効などの環境変化を踏まえ、労働者の健康障害の防止のための措置としての受動喫煙の防止対策のあり方について、所要の検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 労働安全衛生法に基づく労働者の受動喫煙防止対策の基本的な考え方について
- (2) 職場における労働者の受動喫煙防止措置の具体的なあり方について
 - 職場において喫煙を制限する空間的な範囲について
 - 喫煙制限についての労働者・関係者への周知方法について
 - 顧客が喫煙する職場において労働安全衛生法令により労働者の受動喫煙を防止する対策のあり方等について
- (3) その他
 - 地域保健における受動喫煙防止対策との連携について
 - 受動喫煙防止対策に関する支援について

3 検討会委員

別紙参照

4 その他

- (1) 本検討会に座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (2) 本検討会は必要に応じ、別紙の委員以外の者に出席を依頼することができる。
- (3) 本検討会は、原則として公開とすることとし、検討に当たり、特定の個人のプライバシー、企業のノウハウ等に係る事案を取り扱う際には非公開とすることができる。
- (4) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。

職場における受動喫煙防止対策に関する検討会 委員名簿

氏 名	所 属
相澤 好治	北里大学医学部長
漆原 肇	日本労働組合総連合会 総合労働局雇用法制対策局部長
鍵 直樹	国立保健医療科学院 都市環境室長
沢田 純一	(株) 三越日本橋本店業務推進部営業人事担当課長
武田 繁夫	三菱化学(株) 人事部健康支援センター グループマネージャー
土肥 誠太郎	三井化学(株) 本社健康管理室長 統括産業医
内藤 恵	慶應義塾大学法学部教授
中原 富美子	(株) 富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ主任
福島 葉子	日本サービス・流通労働組合連合政策局部長
三柴 丈典	近畿大学法学部准教授
望月 友美子	国立がんセンター研究所 たばこ政策研究プロジェクトリーダー

職場における受動喫煙防止対策に関する検討会の開催予定について(案)

第1回 平成21年7月

- ・ 職場における受動喫煙防止対策の現状及び問題点について

第2回 平成21年8月

- ・ 職場における受動喫煙防止対策のあり方（論点整理）について

第3回 平成21年9月

- ・ 受動喫煙防止対策に係る関係する団体等からの意見聴取

第4回 平成21年10月

- ・ 意見聴取（第3回検討会で終わらなかった場合の続き）
- ・ 検討会報告書（素案）について
（とりまとめ）

第5回 平成21年10月(予備日)

- ・ 検討会報告書について
（とりまとめ）

職場における喫煙対策に係る法令等

資料2-1-1

労働安全衛生法（平成4年5月 改正公布）

- 第71条の2 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。
- 第71条の3 厚生労働大臣は、前条の事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（平成4年7月労働省告示）

第2 快適な職場環境の形成を図るために事業者が講ずべき措置の内容に関する事項

1 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置

(1) 空気環境

- 屋内作業場では、空気環境における浮遊粉じんや臭気等について、労働者が不快と感ずることのないよう維持管理されるよう必要な措置を講ずることとし、必要に応じ作業場内における喫煙場所を指定する等の喫煙対策を講ずること。

職場における喫煙対策のためのガイドライン（労働基準局長通達）（抜粋）

- 平成8年2月策定
 - ・ たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に発出する方式又は空気清浄装置でたばこの煙を除外して屋内に排気する方式の喫煙室、喫煙コーナーを設置すること
 - ・ 職場の空気環境を測定し、浮遊粉じんの濃度が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、一酸化炭素の濃度が 10ppm 以下とすること
- 平成15年5月改正
 - ・ 喫煙室等の設置に当たっては、可能な限り喫煙室を設置すること
 - ・ 空気清浄装置はガス状成分を除去できないという問題点があることから、空気清浄機ではなく、たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に発出する方式の喫煙対策をとること
 - ・ 浮遊粉じんの濃度が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、一酸化炭素濃度が 10ppm 以下のほか、喫煙室等と非喫煙場所との境界で、喫煙室等に向かう気流の風速を $0.2\text{m}/\text{sec}$ 以上とすること
(平成14年6月の健康局「分煙効果判定基準策定検討会報告書」に準拠)

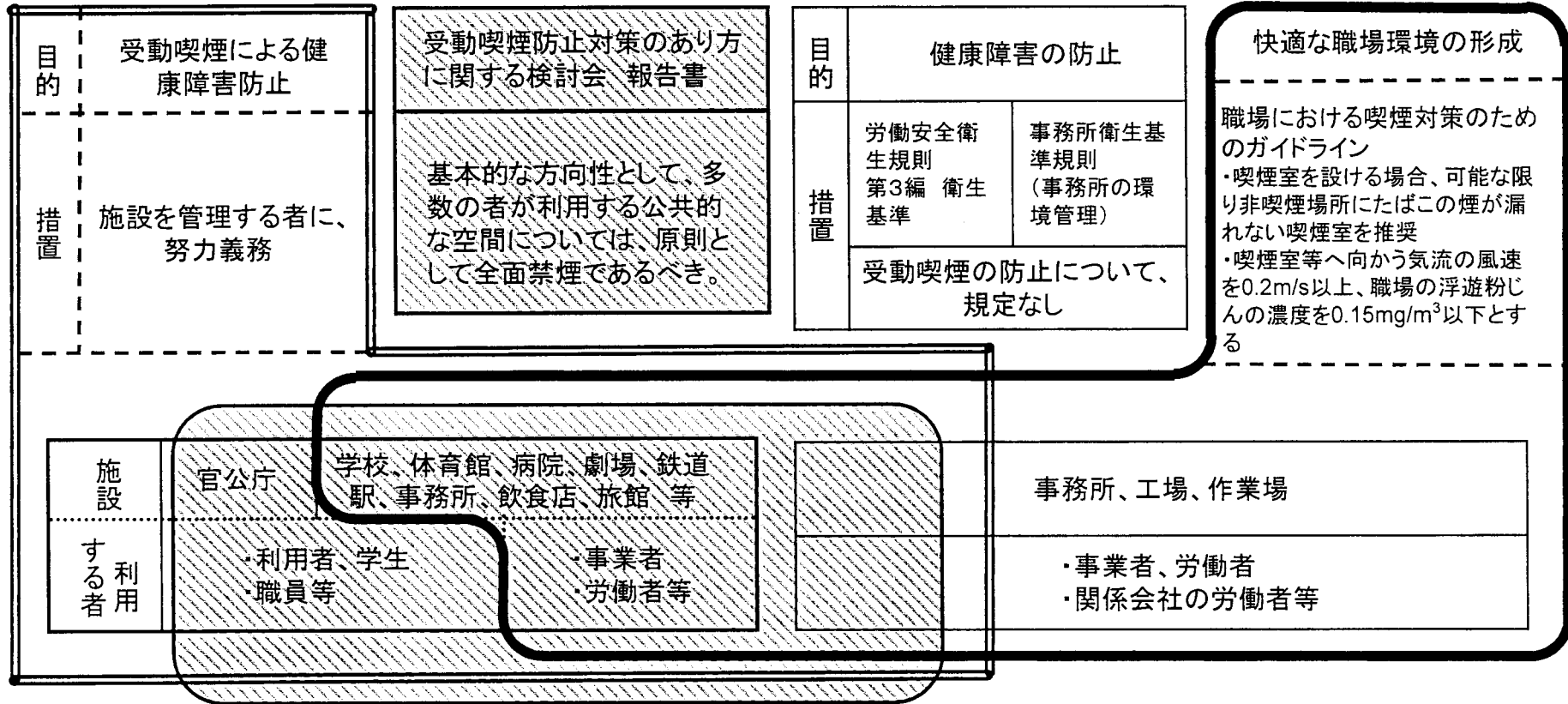
「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づく対策の推進について（平成17年6月安全衛生部長通達）

- 喫煙室の設置等喫煙場所の確保等が困難な場合には、全面禁煙を勧奨するよう指導すること

健康増進法と労働安全衛生法による受動喫煙防止対策の関係

〔健康増進法第25条〕

〔労働安全衛生法〕



健康増進法

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

労働安全衛生法

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

二から四 (略)

第23条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のために必要な措置を講じなければならない。

第71条の2 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。

一 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置

二から四 (略)

職場における喫煙対策の経緯

労働安全衛生法関係	健康増進法関係	WHO
通達等		
平成4年7月 快適職場指針(告示) 「喫煙場所を指定する等」		
平成8年2月 ガイドライン (基発第75号) 「空間分煙」		
	平成14年6月 分煙効果判定基準公示	
	平成15年4月 健康局長通知 「ガイドラインの尊重」	
平成15年5月 新ガイドライン (基発第0509001号) 「・喫煙室 ・屋外排出方式 ・風速」 会議室、食堂等は禁煙	平成15年5月 健康増進法施行 「受動喫煙防止の努力義務」	平成15年5月 「たばこ規制枠組条約」 採択
平成15年8月 環境改善室長名事務連絡 「地方公共団体等との連携」		平成16年5月 国会承認
平成17年6月 部長通知 「必要な場合は全面禁煙」		平成17年2月 発効
平成19年度 委託研究 ①禁煙の有効性 ②職場対策の各国状況		平成18年2月 第1回締約国会議 平成19年6月 第2回締約国会議 ガイドライン策定
平成20年度 委託調査 飲食店の実態調査 (意識調査、粉じん測定)		平成20年11月 第3回締約国会議
検討会等		
	平成20年3月 受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会(全6回) 平成21年3月 検討会報告書公表	

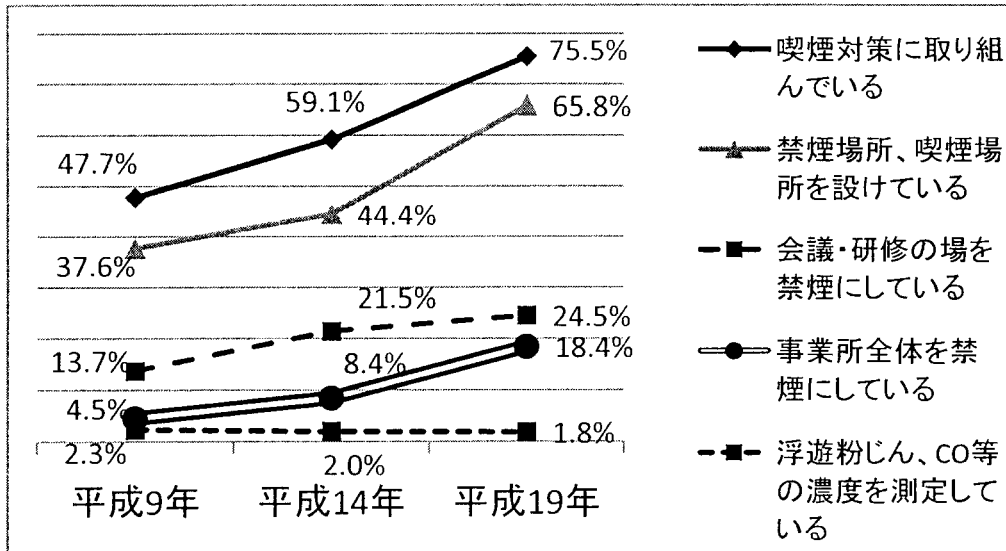
諸外国の職場における受動喫煙防止に係る規制の概要

国	規制の概要
フランス	公衆衛生法典（2007年改正） 多数の者が共用する場所（私邸、私的に利用される場所と反対のもので、企業、レストラン等がこれにあたと明示されている）においては、喫煙者専用スペースを除き、喫煙は禁止される。
ドイツ	連邦非喫煙者保護法（2007年） 公共の、建物内及びその他完全に囲まれている場所では喫煙は禁止。ただし、完全な分煙が採られれば喫煙可能な場所を設けることができる。 職場に関する命令（2007年改正） 使用者は非喫煙者がたばこの煙による健康被害をこうむることがないように必要な措置を講じなければならない。必要があれば、職場の全部若しくは一部に限定して喫煙禁止をさだめなければならない（ただし接客業の使用者は保護義務が減免）
イングランド	衛生法（2007年） 囲われた公共の場と職場において原則喫煙禁止（喫煙が許される部屋の指定を国の管轄当局に委ねる規定が存在するものの、現段階で分煙措置に関する具体的規定が設けられているかは不明）
カナダ	非喫煙者健康法（1985年） 公共の場と連邦政府の職場を原則喫煙禁止。ただし、一定の要件を満たす喫煙室等の設置は認めている。
(州レベル)	ユーコン準州を除く全州 民間の職場について喫煙禁止（主に完全分煙）を法制化
アメリカ	連邦レベルの法令は存在しない
(州レベル)	カリフォルニア州 労働法典(2007年)により職場の閉ざされた空間内において、使用者は故意に喫煙を許可してはならず、また、何人も喫煙をしてはならないと規制している。（ただし、一定の要件を満たす建物等については除外されている。また、ホテル、レストラン等にも規制を緩和する特例がある） ニューヨーク州 空気清浄法(2003年)により、建物内では喫煙禁止（喫煙室の設置そのものが禁止されていると解釈されている）。ただし、会員制のクラブ、一部のシガーバーやレストランの屋外席の一部を除く。 ワシントン州 空気清浄法（2005年）により民間の職場について喫煙室を除き喫煙禁止とし、他方、職場喫煙環境規則により職場における喫煙を禁止。（2つの法令により職場での喫煙は事実上禁止されている）
台湾	タバコ煙害防止法（2009年） 3人以上いる職場は全面喫煙禁止、レストラン等では喫煙スペースを除き喫煙禁止

出典：受動喫煙の健康への影響及び防止対策に関する調査研究委員会報告書（平成19年度 中央労働災害防止協会）及び台湾行政院新聞局報道

・喫煙対策に取り組んでいる事業所の割合は増加している。
 ・特に、事業所全体を禁煙にしている割合は18.4%(平成19年)に増加した。

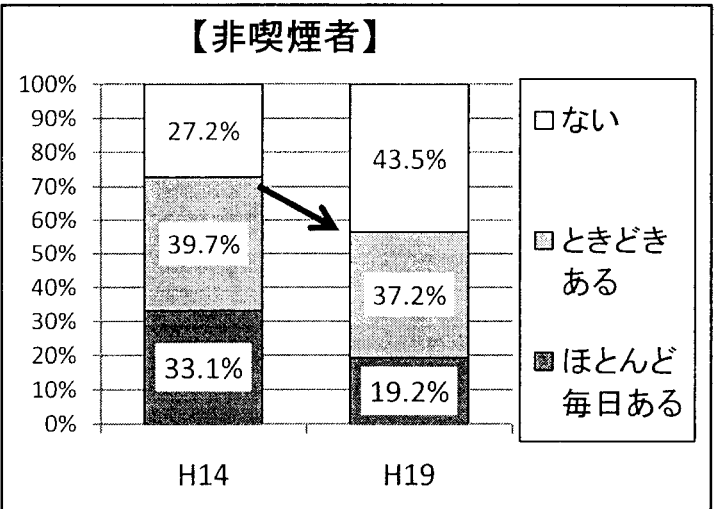
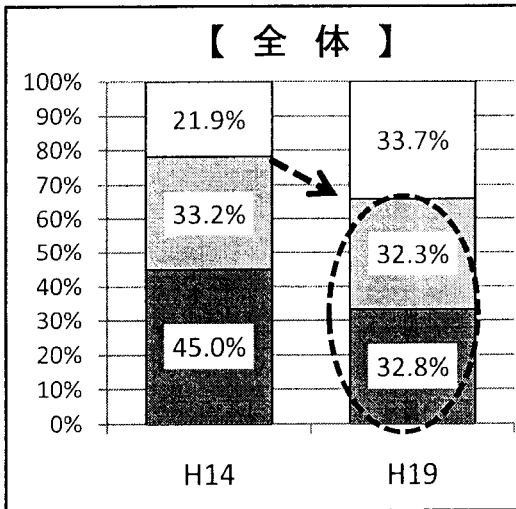
出典:労働者健康状況調査(厚生労働省)



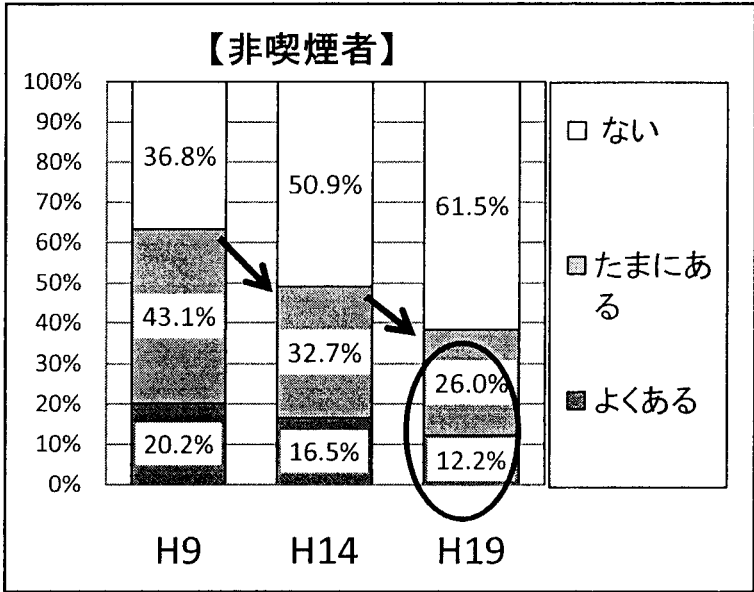
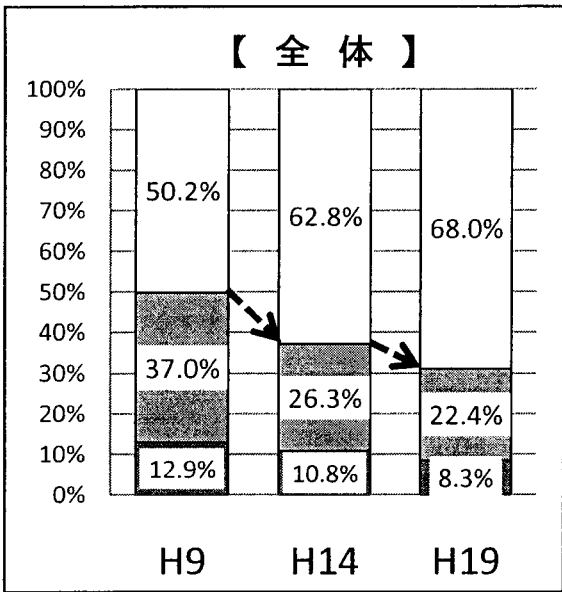
・喫煙対策に取り組んでいる事業所の増加に伴い、職場で他の人のたばこの煙を吸引することのある労働者の割合は減少しているものの、全体の7割近い労働者が今なお職場で他の人のたばこの煙を吸引することがあると回答している。
 ・また、職場での喫煙に関して、不快に感じること、体調が悪くなることがある労働者の割合も減少しているが、いまなお非喫煙者の4割近くが不快感、体調不良を訴えている。

出典:労働者健康状況調査(厚生労働省)

【問】あなたは、職場で他の人のたばこの煙を吸入すること(受動喫煙)がありますか？



【問】あなたは職場での喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることはありますか？



職場に対し喫煙対策として望むことのある労働者は92.2%であるが、全面禁煙を望む労働者の割合は、24.0%である(平成19年)

出典:平成19年労働者健康状況調査(厚生労働省)

喫煙対策の改善を職場に望む労働者の割合	事業所全体を禁煙とする	喫煙室又は喫煙コーナーを設け、それ以外は禁煙とする
92.2	24.0	54.1

(単位:%)

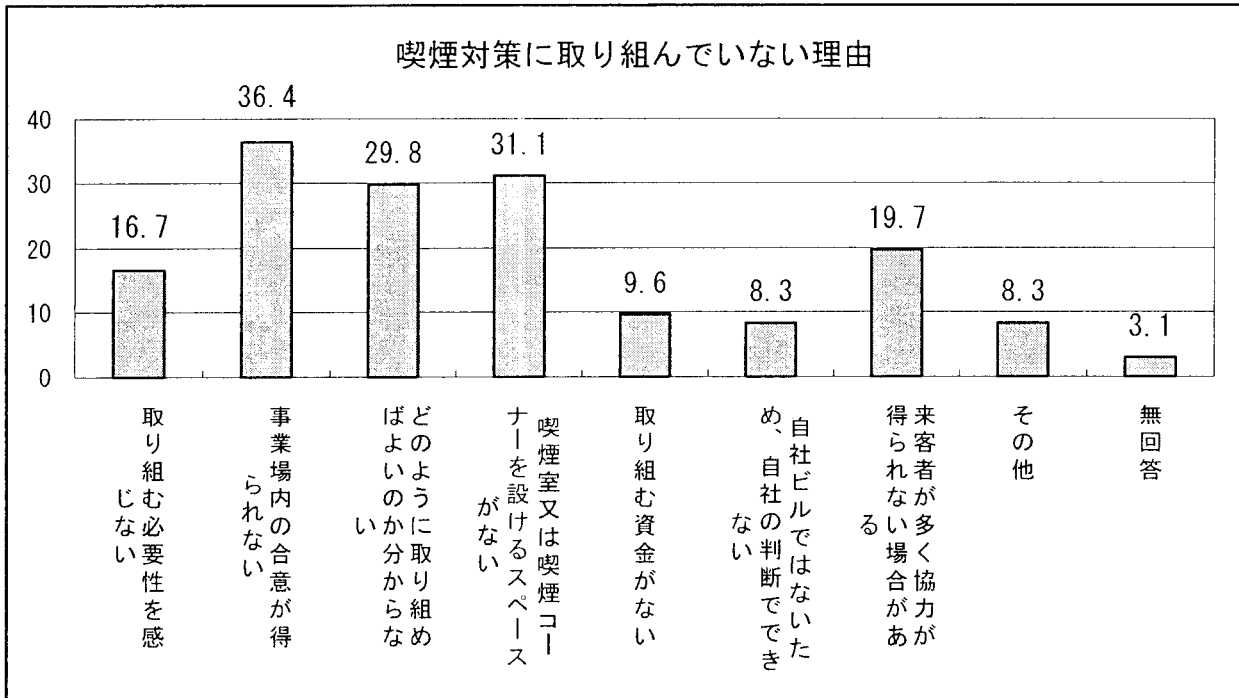
- ・ガイドラインで示している全面禁煙又は喫煙室を設けそれ以外を禁煙のいずれの対策も講じていない事業所は全体の53.6%であり、中小規模事業所に多い。
- ・全面禁煙にしている事業所は、規模(労働者数)が小さい方が多い傾向がある。
- ・喫煙室を設置している事業所は、規模(労働者数)が大きいほど多い。

出典:平成19年労働者健康状況調査(厚生労働省)

	事業所全体を禁煙にしている	喫煙室を設け、それ以外は禁煙にしている	左2つの対策をいずれも講じていない事業所の規模ごとの割合
全体	18.4%	27.9%	53.6%
事業所規模			
5000人以上	7.7%	92.3%	0.0%
1000～4999人	12.2%	74.0%	13.8%
300～999人	13.0%	64.8%	22.1%
100～299人	14.7%	49.8%	35.5%
50～99人	15.0%	37.2%	47.8%
30～49人	14.2%	32.5%	53.3%
10～29人	19.9%	24.2%	55.9%

アンケート調査では、喫煙対策に取り組んでいない理由として、多くの事業所が事業場内の合意が得られないこと、喫煙室等を設けるスペースがないこと、どのように取り組めばよいのかわからないこと等を掲げている。

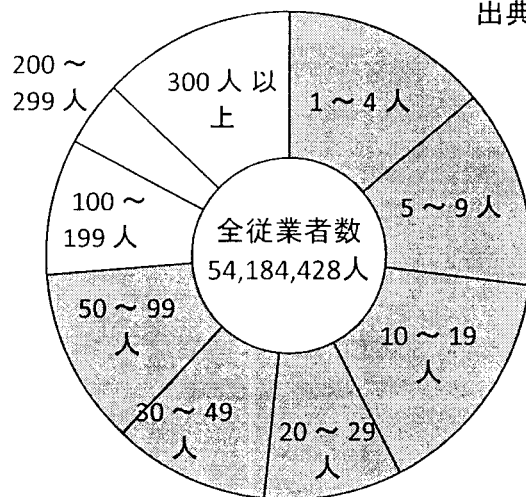
出典：平成19年度職場における喫煙対策の実施状況について(中央労働災害防止協会)



【参考】

規模100人未満の小規模事業所の従事者数は、わが国の従事者数全体の74%を占める。

出典：平成18年事業所・企業統計調査(総務省)



注：従事者数とは以下の①～⑥の合計

- ①個人業主、②無給の家族従事者、
- ③有給役員、
- ④常用雇用者のうち正社員・正職員、
- ⑤常用雇用者のうちパート・アルバイト、
- ⑥臨時雇用者(1か月以内)

受動喫煙をめぐる訴訟の動向

○江戸川区職員(受動喫煙)事件(東京地判平16.7.12 判時1884.81)

職場の受動喫煙問題については、ごく最近まで、被害を訴える労働者側が勝訴した判決はなかった。しかし、平成16年7月に下された江戸川区職員(受動喫煙)事件判決において、東京地裁は、およそ次のように述べ、一部ではあるが雇用主の責任を認めて5万円の慰謝料支払命令を下した。

Y(被告・江戸川区)は、物や人の管理に当たり、一定の範囲において受動喫煙の危険性からX(原告・江戸川区職員)の生命および健康を保護するよう配慮すべき義務(安全・衛生配慮義務)を負っていた。

もともと、その義務の内容は、危険の態様、程度、被害結果の状況等に応じ、具体的状況によって決すべきものである。

一、受動喫煙の危険性は、眼症状や鼻症状などの急性影響および慢性影響としての肺がん等のリスクの増加であり、受動喫煙の暴露時間や暴露量を無視して一律には論じ得ない性質のものであったこと、二、当時(平成7～8年頃)のわが国では、喫煙に寛容な社会的認識がなお残っており、喫煙対策の推進に当たっても喫煙者と非喫煙者双方の立場を尊重することが重要と考えられていたこと、三、当時の喫煙対策としては喫煙時間や喫煙場所を限るという意味での分煙が一般的であり、行政が示した各種の分煙対策でも、ゆるやかな分煙対策を段階的に進めていくことを予定していたことなどは、「上記の配慮すべき義務の内容を検討するに当たってしんしゃくすべき事柄である」。

すると、Xの配属期の殆どについて、Yの配慮義務違反は認められない。

しかし、平成8年の2カ月間についてみると、(i)Xは、上司に対し、大学病院の診断書を示し、何とかしてほしいと申し出た。(ii)診断書の内容から直ちに急性障害と受動喫煙との間に法的因果関係を認められるかはともかく、(iii)Yは、診断書に記載された指摘を踏まえ、Xを受動喫煙環境の下に置くことで健康状態の悪化を招かないよう、速やかに必要な措置(Xの席近くにあった喫煙場所を遠ざける、自席での禁煙を更に徹底させる等)を講じるべきであった。

○ 平成19年度厚生労働省委託事業

受動喫煙の健康への影響及び防止対策に関する調査研究委員会(諸外国の法制度調査ワーキンググループ 委員長三柴丈典)報告書(中央労働災害防止協会)から引用

受動喫煙和解金700万

過去最高額 勤務先が支払い

札幌地裁支部

職場での受動喫煙が原因で化学物質過敏症になったとして、北海道砂川市の男性35が勤務する滝川市の建設資材製造会社を相手取り慰謝料など約230

0万円の支払いを求めた訴訟は、札幌地裁滝川支部(守山修生裁判官)で和解していたことが分かった。会社側が男性に700万円を支払う。関係者による

と、受動喫煙を巡り会社から従業員に払った解決金としては最高額。和解は3月4日付。訴状などによると、男性の職場では従業員の半数以上が喫煙してお

り頭痛などに悩まされたため、分煙を要望したところ解雇された。男性は不当解雇だとし

て08年1月に提訴。会社側が分煙措置を取って解雇を撤回したため職場復帰したが、症状が悪化して化学物質過敏症と診断された。男性側は訴訟で「会社は受動喫煙防止を義務付けた健康増進法に違反」と主張。会社側は「男性の過敏体質が

根本的原因」と受動喫煙と化学物質過敏症の因果関係を認めなかったが、今年2月に裁判官が和解勧告した。男性は「受動喫煙による化学物質過敏症患者を生み出さない世の中になってほしい」とコメントを出した。【水戸健一】

※本記事の使用にあたっては、毎日新聞社に確認済み。

職場における受動喫煙防止対策のあり方に係る論点 (たたき台)

職場においては、長時間・長期間にわたって労働者が周囲のたばこの煙にさらされる場合がある。労働者をたばこの煙による健康被害から守るための、労働安全衛生法に基づく可能な受動喫煙防止対策のあり方について、論点のたたき台として以下のとおり項目を整理した。

論点1. 労働安全衛生法に基づく労働者の受動喫煙防止措置のあり方について

- ① 現行の「職場における喫煙対策のためのガイドライン」等による自主的な取り組みの効果と限界について
- ② 一般的な労働衛生対策における有害物へのばく露防止と、職場における受動喫煙防止の相違点について

論点2. 職場における基本的な受動喫煙防止対策について

- ① 職場において喫煙を制限する空間的な範囲について
- ② 喫煙制限についての労働者・関係者への周知方法について

論点3. たばこの煙の存在する場所に労働者が立ち入ることのある事業場における顧客の喫煙と労働者保護のあり方

- ① 論点2で整理した基本的な対策の適用のあり方について

論点4. その他

- ① 地域保健における受動喫煙防止対策との連携について
- ② 受動喫煙防止対策に関する支援について
- ③ 喫煙による健康障害に係る教育について

第1回 職場における受動喫煙防止対策に関する検討会

参考資料目次

- 参考資料1 関係法令
- 参考資料2 事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針
- 参考資料3 職場における喫煙対策のためのガイドライン
- 参考資料4 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づく対策の推進について
- 参考資料5 受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会 報告書
- 参考資料6 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（「たばこ規制枠組条約」：要点）
- 参考資料7 たばこ規制枠組条約第8条履行のためのガイドライン（骨子）
- 参考資料8 「職場における喫煙対策の実施状況について」アンケート調査結果報告書（抜粋）（平成19年度厚生労働省委託事業）

関係法令

健康増進法(抄)

(平成十四年八月二日法律第百三号)

第二節 受動喫煙の防止

第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

労働安全衛生法(抄)

(昭和四十七年六月八日法律第五十七号)

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

第二十三条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

(事業者の講ずる措置)

第七十一条の二 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。

- 一 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
- 二 労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置
- 三 作業に従事することによる労働者の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備
- 四 前三号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するため必要な措置

(快適な職場環境の形成のための指針の公表等)

第七十一条の三 厚生労働大臣は、前条の事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

○事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針

(平成四年七月一日)

(労働省告示第五十九号)

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第七十一条の三第一項の規定に基づき、事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針を次のとおり定めたので、同項の規定に基づき公表する。

事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針

近年の技術革新の目覚ましい進展は、職場環境を大きく変えつつあり、また、経済のソフト化、サービス化や企業活動の国際化の進展等は、個々の労働者に就業態様の変化や就業地域の拡大等をもたらしている。最近、こうした職場をめぐる環境の変化の中で、新たに労働者の就業に伴う疲労やストレスの問題が生じている。

また、経済的豊かさが実現する中で、国民の意識は物質的な豊かさから心の豊かさに比重を移してきており、このため、労働面においても、労働時間の短縮を求めるとともに、健康に対する関心の高まりから、心身に負担の大きい作業についてはその軽減を求める等職場における働きやすさが重視されるようになってきている。

さらに、我が国の就業構造を見ると、労働力人口の高齢化に伴い事業場における中高年齢者の割合が高まるとともに、多様な就業分野への女性の職場進出により女性労働者比率の高まりが見られる。このため、このような就業構造の変化に対応し、作業方法等の改善された職場環境の形成を図る必要が生じている。

このような変化の中で、労働者が、その生活時間の多くを過ごす職場について、疲労やストレスを感じる事が少ない快適な職場環境を形成していくことが、極めて重要となっている。なお、快適な職場環境の形成を図ることは、労働者の有する能力の有効な発揮や、職場の活性化にも資するものと考えられる。

この指針は、以上のような考え方に立脚して、事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関し、快適な職場環境の形成についての目標に関する事項、快適な職場環境の形成の適切かつ有効な実施を図るために事業者が講ずべき措置の内容に関する事項及び当該措置の実施に関し考慮すべき事項を定め、事業者の自主的な取組を促進し、もって快適な職場環境の形成に資することを目的とするものである。

(平9労告104・一部改正)

第1 快適な職場環境の形成についての目標に関する事項

快適な職場環境の形成は、次に示すところにより図られることが望まれる。

1 作業環境の管理

空気環境、温熱条件等の作業環境が空気の汚れ、暑さ・寒さや不十分な照度等により不適切な状態にある場合には、労働者の疲労やストレスを高めることから、空気環境について浮遊粉じんや臭気等の労働者が不快に感じる因子が適切に管理されたものとするとともに、温度、照度等が作業に従事する労働者に適した状態に維持管理されるようにすること。

2 作業方法の改善

労働者の従事する作業は、その心身に何らかの負担を伴うものであるが、不自然な姿勢での作業や大きな筋力を必要とする作業等については、労働者の心身の負担が大きいことから、このような作業については、労働者の心身の負担が軽減されるよう作業方法の改善を図ること。

3 労働者の心身の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備

労働により生ずる心身の疲労については、できるだけ速やかにその回復を図る必要がある。このため、休憩室等の心身の疲労の回復を図るための施設の設置・整備を図ること。

4 その他の施設・設備の維持管理

洗面所、トイレ等の労働者の職場生活において必要となる施設・設備については、清潔で使いやすい状態となるよう維持管理されていること。

第2 快適な職場環境の形成を図るために事業者が講ずべき措置の内容に関する事項

快適な職場環境の形成を図るために、事業者が講ずべき措置は、次に示すとおりである。

1 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置

(1) 空気環境

屋内作業場では、空気環境における浮遊粉じんや臭気等について、労働者が不快と感ずることのないよう維持管理されるよう必要な措置を講ずることとし、必要に応じ作業場内における喫煙場所を指定する等の喫煙対策を講ずること。また、浮遊粉じんや臭気等が常態的に発生している屋外作業場では、これらの発散を抑制するために必要な措置を講ずることが望ましいこと。

(2) 温熱条件

屋内作業場においては、作業の態様、季節等に応じて温度、湿度等の温熱条件を適切な状態に保つこと。また、屋外作業場については、夏季及び冬季における外気温等の影響を緩和するための措置を講ずることが望ましいこと。

(3) 視環境

作業に適した照度を確保するとともに、視野内に過度な輝度対比や不快なグレアが生じないように必要な措置を講ずること。また、屋内作業場については、採光、色彩環境、光源の性質などにも配慮した措置を講ずることが望ましいこと。

(4) 音環境

事務所については、外部からの騒音を有効に遮蔽する措置を講ずるとともに、事務所内のOA機器等について低騒音機器の採用等により、低騒音化を図ること。また、事務所を除く屋内作業場についても、作業場内の騒音源となる機械設備について遮音材で覆うこと等により騒音の抑制を図ること。

(5) 作業空間等

作業空間や通路等の適切な確保を図ること。

2 労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置

(1) 腰部、頸部等身体の一部又は全身に常態的に大きな負担のかかる不自然な姿勢での作業については、機械設備の改善等により作業方法の改善を図ること。

- (2) 荷物の持ち運び等を常態的に行う作業や機械設備の取扱・操作等の作業で相当の筋力を要するものについては、助力装置の導入等により負担の軽減を図ること。
 - (3) 高温、多湿や騒音等の場所における作業については、防熱や遮音壁の設置、操作の遠隔化等により負担の軽減を図ること。
 - (4) 高い緊張状態の持続が要求される作業や一定の姿勢を長時間持続することを求められる作業等については、緊張を緩和するための機器の導入等により、負担の軽減を図ること。
 - (5) 日常用いる機械設備、事務機器や什器等については、識別しやすい文字により適切な表示を行うとともに、作業動作の特性に適合した操作が行える等作業をしやすい配慮がなされていること。
- 3 作業に従事することによる労働者の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備
- (1) 疲労やストレスを効果的に癒すことができるように、臥床できる設備を備えた休憩室等を確保すること。
 - (2) 多量の発汗や身体の汚れを伴う作業がある場合には、シャワー室等の洗身施設を整備するとともに、常時これを清潔にし、使いやすくしておくこと。
 - (3) 職場における疲労やストレス等に関し、相談に応ずることができるよう相談室等を確保すること。
 - (4) 職場内に労働者向けの運動施設を設置するとともに、敷地内に緑地を設ける等の環境整備を行うことが望ましいこと。
- 4 その他の快適な職場環境を形成するため必要な措置
- (1) 洗面所、更衣室等の労働者の就業に際し必要となる設備を常時清潔で使いやすくしておくこと。
 - (2) 食堂等の食事をするのできるスペースを確保し、これを清潔に管理しておくこと。
 - (3) 労働者の利便に供するよう給湯設備や談話室等を確保することが望ましいこと。

第3 快適な職場環境の形成のための措置の実施に関し、考慮すべき事項

快適な職場環境の形成のために事業者が必要な措置を講ずるに当たり、次の事項を十分考慮して行うことが望まれる。

1 継続的かつ計画的な取組

快適な職場環境を形成し、適切に維持管理するためには、必要な施設・設備を整備する等の措置を講ずることだけでは足りず、その後においても継続的かつ計画的な取組が不可欠である。このため、こうした取組を日常推進する担当者を選任する等その推進体制の整備を図るとともに、快適な職場環境の形成を図るための設備等について、その機能を常々有効に発揮させるため、その性能や機能の確保等に関するマニュアルを作成する等の措置を講ずること。また、職場における作業内容や労働者の年齢構成の変化、さらには快適な職場環境に係る技術の進展等にも留意して、事業場の職場環境を常時見直し、これに応じて必要な措置を講ずること。

2 労働者の意見の反映

職場環境の影響を最も受けるのは、その職場で働く労働者であることにかんがみ、快適な職場環境の形成のための措置の実施に関し、例えば安全衛生委員会を活用する等により、その職場で働く労働者の意見ができるだけ反映されるよう必要な措置を講ずること。

3 個人差への配慮

労働者が作業をするに当たっての温度、照明等の職場の環境条件についての感じ方や作業から受ける心身の負担についての感じ方等には、その労働者の年齢等による差を始めとして個人差があることから、そのような個人差を考慮して必要な措置を講ずること。

4 潤いへの配慮

職場は、仕事の間として効率性や機能性が求められることは言うまでもないが、同時に、労働者が一定の時間を過ごしてそこで働くものであることから、生活の間としての潤いを持たせ、緊張をほぐすよう配慮すること。

附 則（平成九年九月二五日労働省告示第一〇四号）抄

この告示は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成九年十月一日）から適用する。

職場における喫煙対策のためのガイドライン

1 基本的考え方

喫煙による健康への影響に関する社会的関心が高まる中で、自らの意思とは関係なく、環境中のたばこの煙を吸入すること（以下「受動喫煙」という。）による非喫煙者の健康への影響が報告され、また、非喫煙者に対して不快感、ストレス等も与えていることが指摘されており、職場における労働者の健康の確保や快適な職場環境の形成の促進の観点から、受動喫煙を防止するための労働衛生上の対策が一層求められている。

職場における喫煙対策を実効あるものとするためには、事業者が労働衛生管理の一環として組織的に取り組む必要があることから、その進め方について衛生委員会等で検討し、喫煙対策のための施設、設備等を整備するとともに、喫煙者等が守るべき行動基準（以下「喫煙行動基準」という。）を定め、全員の参加の下で喫煙対策を確実に推進する必要がある。

本ガイドラインは、事業場において関係者が講ずべき原則的な措置を示したものであり、事業者は、本ガイドラインに沿いつつ、事業場の実態に即して職場における喫煙対策に積極的に取り組むことが望ましい。

なお、適切な喫煙対策の方法としては、事業場全体を常に禁煙とする方法（全面禁煙）及び一定の要件を満たす喫煙室又は喫煙コーナー（以下「喫煙室等」という。）でのみ喫煙を認めそれ以外の場所を禁煙とすることにより受動喫煙を防止する方法（空間分煙）があるが、本ガイドラインは空間分煙を中心に対策を講ずる場合を想定したものである。

2 経営首脳者、管理者及び労働者の果たすべき役割

職場における喫煙対策は組織の中で実施すべきものであることから、喫煙対策についての経営首脳者である者（以下「経営首脳者」という。）、管理職にある者（以下「管理者」という。）及び労働者が協力して取り組むことが重要であり、それぞれ次の役割を果たすよう努めること。

（1）経営首脳者

経営首脳者の基本方針と姿勢は、職場における喫煙対策の成否に大きな影響を与える。このため、経営首脳者は、喫煙対策に強い関心をもって、適切な喫煙対策が労働者の健康の確保と快適な職場環境の形成を進めるために重要であることを、機会のあるごとに全員に周知するとともに、対策の円滑な推進のために率先して行動すること。

また、経営首脳者は、衛生委員会等の場を通じて、労働者の喫煙対策についての意見を十分に把握すること。

（2）管理者

管理者の喫煙対策に関する考え方がその職場の喫煙対策の推進に大きな影響

を与えることから、管理者は経営首脳者の基本方針の下に対策の円滑な推進のために積極的に取り組むこと。

また、管理者は、喫煙行動基準に従っていない者に対しては適切な指導を行うこと。

(3) 労働者

喫煙対策は、職場の労働者自らが推進することが特に重要であることから、労働者は、喫煙対策について衛生委員会等の代表者を通じる等により、積極的に意見を述べるようにすること。

また、労働組合は、経営首脳者に対する喫煙対策の推進の働きかけ、労働者の喫煙に関する要望等の集約、労働者に対する分煙や健康管理等に関する喫煙教育への参加勧奨等を行うことにより、事業者が行う喫煙対策が円滑に推進されるよう支援することが望ましいこと。

3 喫煙対策の推進計画

喫煙対策を推進するに当たっては、職場における喫煙の実態、職場の空気環境の測定結果、喫煙に関する労働者の意見等の把握により、喫煙についての現状とその問題点を明確にするとともに、その問題点を解決する具体的な方法等について、当面の計画及び中長期的な計画を策定すること。

なお、これらの計画については、経営首脳者の指導の下に、労働者の積極的な協力を得て衛生委員会等で十分に検討し、確実に実施できるものとする。

4 喫煙対策の推進体制

喫煙問題を喫煙者と非喫煙者の個人間の問題として、当事者にその解決を委ねることは、喫煙者と非喫煙者の人間関係の悪化を招くなど、問題の解決を困難にする可能性がある。

このような事態が生ずることを避け、喫煙対策を効果的に進めるには、事業者の責任の下に労働衛生管理の一環として、次のとおり喫煙対策の推進体制を整備すること。

(1) 喫煙対策委員会

喫煙対策を円滑に実施するため、衛生委員会等の下に衛生担当者、喫煙者、非喫煙者の代表者等で構成する「喫煙対策委員会」を設置し、喫煙対策を推進するための合意形成を行う方法を検討するとともに、喫煙対策の具体的な進め方、喫煙行動基準等を検討し、衛生委員会等に報告すること。

(2) 喫煙対策の担当部課等

事業者は、喫煙対策の担当部課やその担当者を定め、喫煙対策委員会の運営、喫煙対策に関する相談、苦情処理等を行わせるとともに、各職場における喫煙対策の推進状況を定期的に把握し、問題がある職場について改善のための指導を行わせるなど、喫煙対策全般についての事務を所掌させること。

5 施設・設備

施設・設備面の対策として、喫煙室等の設置等を行うこと。

設置に当たっては、可能な限り、喫煙室を設置することとし、喫煙室の設置が困難である場合には、喫煙コーナーを設置すること。

事業場における建築物の新設や増改築の場合は設計段階から空間分煙を前提とした喫煙室等の設置を計画し、既存の建築物については創意工夫によって喫煙室等の設置を図ること。この場合、喫煙室等は、喫煙者の利用しやすさを考慮して、就業する場所の近くに設けることが望ましいこと。

喫煙室等には、たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式の喫煙対策機器を設置し、これを適切に稼働させるとともに、その点検等を行い、適切に維持管理すること。

やむを得ない措置として、たばこの煙を除去して屋内に排気する方式である空気清浄装置を設置する場合には、これを適切に稼働させ、その点検等を行い、適切に維持管理するとともに、喫煙室等の換気に特段の配慮を行うこと。

なお、たばこのにおいについての対策についても配慮することが望ましいこと。

6 職場の空気環境

たばこの煙が職場の空気環境に及ぼしている影響を把握するため、事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）に準じて、職場の空気環境の測定を行い、浮遊粉じんの濃度を $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下及び一酸化炭素の濃度を 10ppm 以下とするように必要な措置を講じること。また、喫煙室等から非喫煙場所へのたばこの煙やにおいの漏れを防止するため、非喫煙場所と喫煙室等との境界において喫煙室等へ向かう気流の風速を $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上とするように必要な措置を講じること。

なお、測定方法等については、別紙「職場の空気環境の測定方法等」を参考とすること。

7 喫煙に関する教育等

事業者は、管理者や労働者に対して、受動喫煙による健康への影響、喫煙対策の内容、喫煙行動基準等に関する教育や相談を行い、喫煙対策に対する意識の高揚を図ること。

また、事業者は、喫煙者に対して、適切な吸い殻処分の指導や、定期健康診断等の機会に喫煙による健康への影響等に関して医師、保健師等による個別の相談、助言及び指導が行われるようにすることが望ましいこと。

8 喫煙対策の評価

喫煙対策の担当部課等が定期的に喫煙対策の推進状況及び効果を評価すること。

なお、喫煙対策の評価については、その結果を経営首脳者や衛生委員会等に報告し、必要に応じて喫煙対策の改善のための提言を行うことが望ましいこと。

9 その他喫煙対策を進める上での留意事項

(1) 喫煙者と非喫煙者の相互理解

喫煙対策を円滑に推進するためには、喫煙者と非喫煙者の双方が相互の立場を十分に理解することが必要であること。

喫煙者は、非喫煙者の受動喫煙の防止に十分な配慮をする一方、非喫煙者は、喫煙者が喫煙室等で喫煙することに対して理解することが望まれること。

(2) 妊婦等への配慮

妊婦及び呼吸器・循環器等に疾患を持つ労働者については、受動喫煙による健康への影響を一層受けやすい懸念があることから、空間分煙の徹底を行う等により、これらの者への受動喫煙を防止するため格別の配慮を行うこと。

(3) 喫煙対策の周知

喫煙対策の周知を図るため、ポスターの掲示、パンフレットの配布、禁煙場所の表示等を行うこと。また、これらにより外来者に対しても喫煙対策への理解と協力を求めること。

(4) 情報の提供等

喫煙対策の担当部課等は、各職場における喫煙対策の推進状況、他の事業場の喫煙対策の事例、喫煙と職場の空気環境に関する資料、受動喫煙による健康への影響に関する調査研究等の情報を収集し、これらの情報を衛生委員会等に適宜提供すること。

また、効果のあった職場における喫煙対策の事例等の情報は、積極的に外部に公表することが望ましいこと。

別紙

職場の空気環境の測定方法等

1 測定目的

喫煙対策を実施する前の職場の空気環境の把握並びに喫煙対策の効果の把握及び維持管理を目的として、職場の空気環境中の浮遊粉じんの濃度、一酸化炭素の濃度及び非喫煙場所から喫煙室等への気流の風速の測定を行う。

2 測定の種類等

測定には、喫煙対策の実施前に行うもの、喫煙対策の実施後に行うもの及び喫煙対策の効果を維持管理するために行うものがある。

(1) 喫煙対策の実施前に行う測定

喫煙対策の実施前に行う測定は、喫煙が行われている室等を対象として通常の勤務状態の日について1日以上実施すること。

なお、当該室において喫煙者数の増減がある場合には、喫煙者数が多い日と少ない日について、それぞれ1日以上実施すること。

(2) 喫煙対策の実施後に行う測定

喫煙対策の実施後に、その効果を確認するために行う測定は、喫煙対策実施後において、非喫煙場所及び喫煙室等の内部並びに非喫煙場所と喫煙室等との境界を対象として、また、気流の風速の測定は、非喫煙場所と喫煙室等との境界を対象として、通常の勤務状態の日について1日以上実施すること。

また、喫煙対策実施後に喫煙対策機器等を変更した場合についても同様に実施すること。

(3) 喫煙対策の効果を維持管理するために行う測定

喫煙対策の効果を維持管理するための測定は、非喫煙場所及び喫煙室等の内部並びに非喫煙場所と喫煙室等との境界を対象として、また、気流の風速の測定は、非喫煙場所と喫煙室等との境界を対象として、四季による室内の温度の変化の影響等を考慮して3月以内ごとに1日以上、定期的に測定日を設けて実施すること。また、労働者等から特に測定の希望のあった場合には、上記(2)に準じて実施すること。

なお、測定の結果が良好な状態で1年以上継続した場合は、衛生委員会等により検討を行い、適宜、測定実施頻度を減らし、又は非喫煙場所の測定を省略することができること。

3 測定回数

事務室については、その通常の勤務時間中において、一定の時間の間隔ごとに、1日3回以上測定を行うこと。この場合、始業後おおむね1時間、終業前おおむね1時間及びその中間の時点（勤務時間中）に実施することが望ましいこと。

また、経時的な変化等を把握するためには、測定回数を多くすることが望ましいこと。

なお、喫煙室等及び事務室以外の非喫煙場所については、その室等の使用中に1回以上測定を行うこと。

4 測定点

測定点は、原則として室内の床上約1.2mから約1.5mまでの間の一定した高さにおいて、室等における事務機器等の設置状況、空気調和設備の方式、床面積等の状況に応じて設定すること。また、測定点は、1室について5点以上設定することとするが、喫煙室については、この限りでないこと。

非喫煙場所から喫煙室等への気流の風速の測定点は、非喫煙場所と喫煙室等の主たる開口面について、上部、中央部、下部の3点を設定すること。

なお、たばこの煙が滞留している箇所又は労働者等から特に測定の希望があった箇所については、上記とは別に測定点を設定すること。

5 評価等

各測定点における各測定回ごとの測定値によって、経時的な変化等を把握し、浮遊粉じんの濃度を $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、一酸化炭素濃度を10 ppm以下及び非喫煙場所から喫煙室等に向かう気流の風速を $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上とするように職場の管理を行うこと。

なお、測定結果は別添の記録用紙を参考として記録し、3年間保存すること。

6 測定機器

浮遊粉じんの濃度の測定については較正された相対濃度計又は分光ろ紙じん埃計を、一酸化炭素の濃度については検知管又はこれと同等以上の性能を有する機器を、また、風速については一般用風速計を用いて測定すること。なお、浮遊粉じんの濃度の測定に相対濃度計を用いる場合は、1回の測定につき、1分間隔で連続10分間以上測定することとし、質量濃度変換係数を用いて濃度に換算すること。

(別添)

職場における分煙効果判定のための記録用紙

1. 測定実施者

2. 測定の目的 (○印)

- (1) 喫煙対策前の測定
- (2) 喫煙対策実施後に効果を把握するための測定
- (3) 喫煙対策の効果を維持管理するための測定

3. 測定の実施日等

実施日	喫煙状況	測定点の高さ	
		浮遊粉じん	c m
		CO	c m
測定場所		風速	上 c m
			中 c m
			下 c m

4. 喫煙室等の概略図 (主要な設備、測定機器の配置)



※図中に、測定点、各測定点に関する特記事項、窓の開閉状況を記し、排気装置による空気の流れを矢印で示すこと。やむを得ず、空気清浄装置を使用している場合は、当該装置の排気の方向を矢印で示すこと。

5. 喫煙許容人数（定員）（ 人 ）
 測定時の喫煙人数（最高 人） 測定時間中の喫煙本数（ 本 ）

6. 喫煙室等の広さ（床面積： m² 天井までの高さ： m）

7. 喫煙対策機器等の稼働状況

(1) 喫煙対策機器の稼働状況

①排気装置を設置している場合

・換気扇等（ 24時間連続運転， ～ ： まで運転， なし ）

②やむを得ず空気清浄装置を設置している場合

・空気清浄装置（ 24時間連続運転， ～ ： まで運転， なし ）

(2) 喫煙対策機器の処理風量

①排気装置を設置している場合

・換気扇等（ m³/min × 台 ）

②やむを得ず空気清浄装置を設置している場合

・空気清浄装置（ m³/min × 台 ）

(3) 温度（ ℃）、湿度（ %）

(4) 前回の保守管理の実施日（平成 年 月 日）

8. 分煙効果の評価項目

測定場所	測定項目	1回目	2回目	3回目
		～	～	～
喫煙室等と 非喫煙場所との 境界	・平均浮遊粉じん濃度	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
	・CO濃度	ppm	ppm	ppm
	・非喫煙場所から喫煙室等へ 向かう気流の風速	上： m/s 中： m/s 下： m/s	上： m/s 中： m/s 下： m/s	上： m/s 中： m/s 下： m/s
	・視覚・嗅覚によるたばこの 煙の漏れ	有・無	有・無	有・無
喫煙室等	・平均浮遊粉じん濃度	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
	・CO濃度	ppm	ppm	ppm
非喫煙場所	・平均浮遊粉じん濃度	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
	・CO濃度	ppm	ppm	ppm

(参考)

1 空気環境の基準

	基準値
浮遊粉じん	0.15mg/m ³ 以下
C O	10ppm以下
気流	① 風速：0.2m/s以上 ② 風向き：非喫煙場所から喫煙室等に向かう方向

2 測定結果に基づく対策について

1の空気環境の基準を確保できない場合については下記の点をチェックすることにより改善を図ることが必要である。

(1) 喫煙室を設置している場合

- ① 換気扇等排気装置の排気量が不足していないか
- ② (扉を閉じている場合) 扉に空気を取り入れ口(ガラリ)がついているか
- ③ (扉を開放している場合) のれん等により出入口を小さくする工夫がなされているか
- ④ 喫煙許容人数が守られているか
- ⑤ 喫煙範囲外で喫煙していないか
- ⑥ 喫煙対策機器のメンテナンスを実施しているか

(2) 喫煙コーナーを設置している場合

- ① 換気扇等排気装置の排気量が不足していないか
- ② 天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等があるか
- ③ 喫煙許容人数が守られているか
- ④ 喫煙範囲外で喫煙していないか
- ⑤ 喫煙対策機器のメンテナンスを実施しているか

{記入例} 職場における分煙効果判定のための記録用紙

1. 測定実施者 庶務課 霞が関太郎

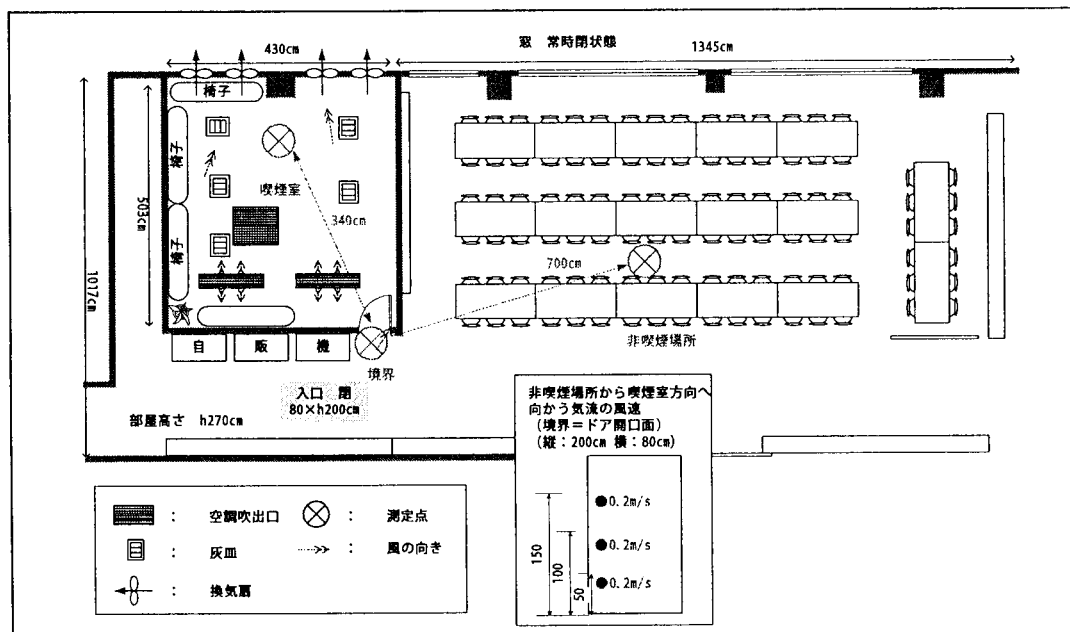
2. 測定の目的 (○印)

- (1) 喫煙対策前の測定
- (2) 喫煙対策実施後に効果を把握するための測定
- (3) 喫煙対策の効果を維持管理するための測定

3. 測定の実施日等

実施日	喫煙状況	測定点の高さ		
平成15年5月9日	・昼休みに喫煙が集中している。 ・1日の全喫煙本数は、約35本である。	粉じん	120 cm	
		CO	120 cm	
測定場所		風速	上	150 cm
霞ヶ関会館5F 喫煙室			中	100 cm
		下	50 cm	

4. 喫煙場所の概略図 (主要な設備、測定機器の配置)



※図中に、測定点、各測定点に関する特記事項、窓の開閉状況を記し、排気装置による空気の流れを矢印で示すこと。空気清浄装置を使用している場合は、当該装置の排気の方角を矢印で示すこと。

5. 喫煙許容人数（定員）（ 10人 ）
 測定時の喫煙人数（最高 9人） 測定時間中の喫煙本数（ 24本 ）

6. 喫煙室等の広さ（床面積：21.6 m² 天井までの高さ：2.7m）

7. 喫煙対策機器等の稼働状況

(1) 喫煙対策機器の稼働状況

- ①排気装置を設置している場合
- ②換気扇等（ 24時間連続運転, 9:00 ~ 17:00 まで運転, なし ）
- ③やむを得ず空気清浄装置を設置している場合
 - ・空気清浄装置（ 24時間連続運転, : ~ : まで運転, なし ）

(2) 喫煙対策機器の処理風量

- ①排気装置を設置している場合
- ②換気扇等（ 15 m³/min × 4 台 ）
- ③やむを得ず空気清浄装置を設置している場合
 - ・空気清浄装置（ m³/min × 台 ）

(3) 温度（ 28 ℃）、湿度（ 55 %）

(4) 前回の保守管理の実施日（平成15年 3月14日）

8. 分煙効果の評価項目

測定場所	測定項目	1回目	2回目	3回目
		9:00 ~ 10:00	13:00 ~ 14:00	16:00 ~ 17:00
喫煙室等と 非喫煙場所との 境界	<ul style="list-style-type: none"> ・平均浮遊粉じん濃度 ・CO濃度 ・非喫煙場所から喫煙室等へ 向かう気流の風速 ・視覚・嗅覚によるたばこの 煙の漏れ 	0.01mg/m ³ 1ppm 上：0.2m/s 中：0.1m/s 下：——	0.01mg/m ³ 1ppm 上：0.2m/s 中：0.1m/s 下：滞留	0.01mg/m ³ 1ppm 上：0.2m/s 中：0.1m/s 下：——
喫煙室等	<ul style="list-style-type: none"> ・平均浮遊粉じん濃度 ・CO濃度 	0.14 mg/m ³ 1 ppm	0.15 mg/m ³ 2ppm	0.14 mg/m ³ 1 ppm
非喫煙場所	<ul style="list-style-type: none"> ・平均浮遊粉じん濃度 ・CO濃度 	0.01 mg/m ³ 1 ppm	0.01 mg/m ³ 1ppm 未満	0.01 mg/m ³ 1 ppm

基安発第0601001号
平成17年6月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づく対策の推進について

職場における喫煙対策については、平成8年に「職場における喫煙対策のためのガイドライン」を示し、その推進に努めてきたところであるが、平成15年5月1日から施行された健康増進法（平成14年法律第103号）において、事務所その他多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙防止対策を講ずることが努力義務化されたこと等を受け、平成15年5月に新たに「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（平成15年5月9日付け基発第0509001号）（以下「新ガイドライン」という。）を発出し、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から一層の受動喫煙防止対策の充実を図っているところである。

今般、職場における喫煙対策の一環として中央労働災害防止協会に委託して行った職場における喫煙対策の取組み状況についての調査結果が別添のとおりまとめ、喫煙対策を行う上での新たな課題が明らかになったところである。

本年2月には、世界保健機関たばこ規制枠組条約が発効し、世界的規模で喫煙対策への取組みが行われ、我が国においても様々な取組みが行われていること、また、近年職場における脳・心臓疾患の問題が大きくクローズアップされてきており、喫煙が脳・心臓疾患発生のリスクを高めるといった知見があることなどを踏まえ、下記の点に特に留意して、職場における喫煙対策の充実について一層の推進が図られるよう、関係事業場の指導に努められたい。

記

- 1 新ガイドラインでは、受動喫煙を確実に防止する観点からたばこの煙が漏れない喫煙室の設置を推奨し、やむを得ない場合に喫煙コーナーを設けることとしているところであるが、現実には未だ十分な対策がとられていないとの調査結果が得られたところである。

特に、喫煙室の設置等喫煙場所の確保が困難な場合、喫煙室が設けられている場合であっても、喫煙室が屋外排気型になっていない等、十分な対応を行うことが困難な場合には、受動喫煙を確実に防止する観点から全面禁煙による対策を勧奨すること。

- 2 関係団体との会合、集団指導等の機会をとらえて、上記1のことも含め、新ガイドラインの一層の周知を図ること。
- 3 現在、都道府県快適職場推進センターにおいては、喫煙対策推進のための教育等の普及啓発事業、各種相談業務等を実施しているところであり、この事業の事業場への一層の普及に対し指導援助すること。
また、中央労働災害防止協会地区サービスセンターにおいては、事業場のニーズに対応して分煙対策に係る技術的指導等を実施しているので、このような機関の活用を図ること。

職場における喫煙対策の取組み状況についての調査

<調査概要>

調査目的

新たな「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が公表されて1年が経過した段階において、各事業場における喫煙対策推進上の問題点、タバコ問題・喫煙対策等の動向等に関し実態を把握することにより、今後の新ガイドラインによる喫煙対策のさらなる普及啓発に資する。

調査方法

規模別・業種別の条件のもと 5000 事業場を無作為に抽出して調査票を送付する通信調査によって実施。なお、事業場の抽出については、以下の条件で行った。

- ①事業場の規模の割合は「10～49人」、「50～299人」、「300人以上」を4:4:2の割合で送付数を案分した。
- ②業種ごとの送付数については、労働基準法の適用事業場数についての統計調査をもとに各業種の事業場数の割合を考慮して送付数を割り当てた。

送付事業場

一般事業場 5,000 事業場

調査項目

- 1 事業場における喫煙対策の実情に関する事項
 - ①喫煙対策と喫煙ガイドラインについて
 - ②喫煙対策の推進計画等について
 - ③具体的な喫煙対策について
 - ④空気清浄装置の使用について
 - ⑤空気環境測定について
 - ⑥喫煙対策の評価について
- 2 事業場に関する事項
 - ①業種
 - ②労働者数
 - ③労働者の男女比
 - ④労働者の平均年齢
 - ⑤職場での喫煙者率

調査期間

平成16年10月1日～平成16年11月5日

回収結果

有効回答数 1,805 事業場 (36.1%)

<結果概要>

1. 喫煙対策に取り組んでいる事業場は 82.8%(1,495 事業場)。

上記の事業場では、

(1)喫煙場所等について

- i) 喫煙場所を設けそれ以外での場所での喫煙を禁止しているが 92.2%。
また、喫煙場所のうち換気扇のある喫煙室等で喫煙することとしているのが 62.6%。
- ii) 事業場全体を禁煙としているのが 10.2%
- iii) 食堂や休憩室を禁煙としているのはそれぞれ 39.6%、34.8%。

(2)喫煙のためのルールの設定等について

喫煙のためのルールを設けているのが 80.5%。

このうち、管理者が喫煙のためのルールに従っていない者に対して適切な指導を行っているとしているのが 85.6%。

(3)空気清浄装置*¹ の使用方法について

屋外に排気する方式とせず、空気清浄装置を使用している事業場は 40.9%。

*¹ 空気清浄装置はガス状成分を除去できないため、新ガイドラインでは喫煙室等に設置する「有効な喫煙対策機器」として推奨されておらず、やむを得ない措置として設置する場合には、換気に特段の配慮をすることが必要とされている。

(4)職場の空気環境の測定の実施について

浮遊粉じん濃度、一酸化炭素濃度、非喫煙場所から喫煙場所に向かう風速について測定を行っていないのは 71.4%、72.2%、87.0 %。

2. 喫煙対策に取り組んでいない事業場は 17.2%(310 事業場)。

取り組んでいない理由として、

- i) 喫煙場所を設けるスペースがない(38.7%)
- ii) 社内の合意が得られない(27.7%)
- iii) 喫煙者への配慮(20.6%)
- iv) 取り組む必要を感じない(19.7%)

等が上位を占めた。

(参考1)

健康増進法 [平成14年8月2日法律第103号] (抜粋)

第5章 特定給食施設等

第2節 受動喫煙の防止

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(参考2)

新ガイドライン（平成15年5月9日基発0509001号）の概要

1. 設備対策について

受動喫煙を確実に防止する観点から、非喫煙場所にたばこの煙が漏れない喫煙室の設置を推奨することとし、やむを得ない場合には開口面を可能な限り小さくした喫煙コーナーを設置することとしたこと。

2. 喫煙対策機器について

喫煙室等に設置する「有効な喫煙対策機器」としては、たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式の喫煙対策を推奨することとしたこと。

やむを得ない措置として、空気清浄装置を設置する場合には、空気清浄装置はガス状成分を除去できないという問題点があることから、換気に特段の配慮をすることが必要である旨を明記したこと。

3. 職場の空気環境の基準について

職場の空気環境の測定を行い

①浮遊粉じんの濃度を $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下及び一酸化炭素の濃度を 10ppm

以下とするよう必要な措置を講ずること

②喫煙室等から非喫煙場所へのたばこの煙やにおいの流入を防止するため、

喫煙室等と非喫煙場所との境界において、喫煙室等に向かう気流の風速を $0.2\text{m}/\text{s}$

以上とするよう必要な措置を講ずること

としたこと。

世界保健機関たばこ規制枠組条約の概要

1. 職場等の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な措置をとる。
2. たばこの包装及びラベルについて、消費者に誤解を与えるおそれのある形容的表示等を用いることによってたばこ製品の販売を促進しないことを確保し、主要な表示面の30%以上を健康警告表示に充てる。
3. たばこの広告、販売促進及び後援（スポンサーシップ）を禁止しまたは制限する。
4. たばこ製品の不法な取引をなくするため、包装に最終仕向地を示す効果的な表示を行うことを要求する。
5. 未成年者に対するたばこの販売を禁止するための効果的な措置をとる。
6. 条約の実施状況の検討及び条約の効果的な実施の促進に必要な決定等を行う締約国会議を設置する。締約国は、条約の実施について定期的な報告を締約国会議に提出する。

受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会 報告書

I はじめに

我が国の受動喫煙防止対策は、平成12年に策定された「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」において「たばこ」に関する目標の一つとして「公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及」を掲げ取り組んでいるほか、平成15年から施行されている健康増進法第25条に基づき、取組を推進してきたところである。

平成17年2月には、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(以下「条約」という。)が発効し、平成19年6月から7月にかけて開催された第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」がコンセンサスをもって採択された。我が国も条約の締約国として、たばこ対策の一層の推進が求められている。

また、これらを受けて、公共の場や職場においても禁煙区域を設ける動きがみられてきた。

こうした背景のもと、我が国の受動喫煙防止対策について、改めて現状を把握し、基本的考え方を整理するとともに、今後の対策の方向性を示すため、受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会を開催し、平成20年3月26日より6回にわたり議論し、意見聴取を踏まえた検討を経て、報告書をまとめるに至った。

II 現況認識と基本的考え方

1. 現況認識

(1) 受動喫煙が死亡、疾病及び障害を引き起こすことは科学的に明らかであり、国際機関や米英をはじめとする諸外国における公的な総括報告において、以下が報告されている。

- ① 受動喫煙は、ヒトに対して発がん性がある化学物質や有害大気汚染物質への曝露である。¹⁾
- ② 受動喫煙の煙中には、ニコチンや一酸化炭素など様々な有害化学物質が含まれており、特にヒトへの発がん性がある化学物質であるベンゾピレン、ニトロソアミン等も含まれている。¹⁾
- ③ 受動喫煙は、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など呼吸器疾患の原因となる。特に親の喫煙によって、子どもの咳・たんなどの呼吸器症状や呼吸機能の発達に悪影響が及ぶ。¹⁾
- ④ 受動喫煙によって、血管内皮細胞の障害や血栓形成促進の作用が認められ、

冠状動脈疾患の原因となる。¹⁾

⑤ 受動喫煙によって、急性の循環器への悪影響がある。¹⁾

また、受動喫煙を防止するため公共的な空間での喫煙を規制した国や地域から、規制後、急性心筋梗塞等の重篤な心疾患の発生が減少したとの報告が相次いでなされている。²⁾³⁾

(2) 我が国の現在の成人喫煙率は男女合わせて24.1%⁴⁾であり、非喫煙者は未成年者を含む全人口の4分の3を超えているが、受動喫煙の被害は喫煙者が少なくなれば軽減されるというものではない。たとえ喫煙者が一人であっても、その一人のたばこの煙に多くの非喫煙者が曝露されることがある。

また、家庭に子どもや妊産婦のいる割合が高い20代・30代の喫煙率は、その他の年代と比べて高く、20代では男性47.5%、女性16.7%、30代では男性55.6%、女性17.2%となっている⁴⁾。少量のたばこの煙への曝露であっても影響が大きい子どもや妊婦などが、たばこの煙に曝露されることを防止することが重要で喫緊の課題となっている。

(3) こうした中、我が国では、日本学術会議からの脱たばこ社会の実現に向けた提言⁵⁾、神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例の制定に向けた取組、成人識別機能付自動販売機の導入(平成20年7月より全国稼働)、JRやタクシーなど公共交通機関における受動喫煙防止対策の取組の前進など、たばこをめぐる環境が変化しつつあり、たばこ対策について国民の関心も高まってきている。

(4) 国際的には、平成17年2月に、たばこの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的として、条約が発効され、第8条において、「たばこの煙にさらされることからの保護」として、受動喫煙防止に関する下記条項が明記されている。

- ・ 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
- ・ 2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による

当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

また、平成19年6月から7月にかけて開催された第2回締約国会議において「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が策定されたことや各国の状況等の国際的な潮流も踏まえ、条約締約国である我が国においても受動喫煙防止対策を一層推進し、実効性の向上を図る必要がある。

2. 基本的考え方

- (1) 受動喫煙防止対策の推進に当たって、受動喫煙を含むたばこの健康への悪影響についてエビデンスに基づく正しい情報を発信し、一人ひとりがたばこの健康への悪影響について理解を深めるとともに、ニーズに合わせた効果的な普及啓発を一層推進することにより、受動喫煙防止対策があまねく国民から求められる気運を高めていくことが重要である。

また、喫煙者の喫煙の自由や権利が主張されることがあるが、喫煙者は自分の呼出煙、副流煙が周囲の者を曝露していることを認識する必要があるとともに、喫煙者の周囲の者が意図せずしてたばこの煙に曝露されることから保護されるべきであること、受動喫煙というたばこの害やリスク(他者危害)から守られるべきであることを認識する必要がある。

- (2) 今後の受動喫煙防止対策は、基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。特に、子どもが利用する学校や医療機関などの施設をはじめ、屋外であっても、公園、遊園地や通学路などの空間においては、子どもたちへの受動喫煙の被害を防止する措置を講ずることが求められる。そのためには、国や地方公共団体はもちろんのこと、様々な分野の者や団体が取組に参画し、努力する必要がある。

- (3) 一方で、我が国の飲食店や旅館等は、中小規模の事業所が多数を占めている中で、昨今の世界的な社会経済状態の影響等も相まって、飲食店経営者や事業者等にとって、自発的な受動喫煙防止措置と営業とを両立させることが困難な場合があるとの意見がある。このような意見も考慮した上で、受動喫煙防止対策の基本的な方向性を踏まえつつ、対策を推進するためには、社会情勢の変化に応じて暫定的に喫煙可能区域を確保することもとり得る方策の一つである。

Ⅲ 今後推進すべき受動喫煙防止対策について

(施設・区域において推進すべき受動喫煙防止対策)

- (1) 国及び地方公共団体は、多数の者が利用する施設・区域のうち、全面禁煙とするべき施設・区域を示すことが必要である。例えば、その施設を利用することが不可避である、医療機関、保健センター等の住民の健康維持・増進を目的に利用される施設、官公庁、公共交通機関等が考えられる。
- (2) 国は、多数の者が利用する施設における受動喫煙防止対策の取組について、進捗状況や実態を把握する必要がある。
- (3) 施設管理者及び事業者は、多数の者が利用する施設の規模・構造、利用状況等により、全面禁煙が困難である場合においても、「分煙効果判定基準策定検討会報告書」⁶⁾等を参考に、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要がある。また、将来的には全面禁煙を目指すよう努める必要がある。
- (4) 中小規模の事業所が多数を占める飲食店や旅館等では、自発的な受動喫煙防止措置と営業を両立させることが困難な場合があることに加え、利用者に公共的な空間という意識が薄いため、受動喫煙防止対策の実効性が確保し難い状況にある。しかしながら、このような状況にあっても、受動喫煙をできる限り避けたいという利用者が増えてきていることを十分考慮し、喫煙席と禁煙席の割合の表示や、喫煙場所をわかりやすく表示する等の適切な受動喫煙防止措置を講ずることにより、意図せずしてたばこの煙に曝露されることから人々を保護する必要がある。

また、国民は、受動喫煙の健康への悪影響等について十分理解し、施設内での受動喫煙防止対策や表示等を十分意識する必要がある。国及び地方公共団体等は、わかりやすい情報提供がなされるよう環境整備に努める必要がある。
- (5) 喫煙可能区域を確保した場合においては、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないようにする措置を講ずる必要がある。例えば、その場が喫煙可能区域であり、たばこの煙への曝露があり得ることを注意喚起するポスター等を掲示する等の措置が考えられる。

また、このような場合においては、従業員についてみれば、長時間かつ長期間にわたりたばこの煙に曝露されることもあるため、従業員を健康被害から守るための対応について

検討を深める必要がある。

(エビデンスに基づく正しい情報の発信)

(6) 国内での受動喫煙防止対策に有用な、下記のような調査・研究を進める必要がある。

- ① 我が国の特殊性を考慮しながら、室内空間の変化に対応した受動喫煙による曝露状況の調査やバイオマーカー(注1)を用いた受動喫煙によるたばこの煙への曝露を評価・把握するための研究
- ② 受動喫煙曝露による生体への影響の詳細について諸外国との比較研究調査や規制によるサービス産業への経済影響に関する調査研究、これまでの研究結果を利用したメタアナリシス(注2)等
- ③ 調査・研究によって得られたエビデンスや結果を有効に発信するための仕組みに関する研究

(注1)バイオマーカー:血液や尿に含まれる生体由来の物質で、体内の生物学的変化をとらえるための指標となるもの

(注2)メタアナリシス:過去に行われた複数の研究成果を集積・統合し解析する研究手法。これにより、研究成果の信頼性の向上を図ることができる

(7) 国・地方公共団体は、これらの研究成果を活用し、受動喫煙の実態や健康への悪影響、諸外国の取組状況等について情報提供を進めることが必要である。

(8) このほか、受動喫煙防止対策の推進に当たり、ニコチン代替製剤や内服薬等の禁煙補助薬等、禁煙希望者が安くかつ楽に禁煙する方法等の禁煙を促す情報等についても発信する必要がある。特に薬局にて禁煙補助薬が入手可能になったことを広く周知する必要がある。また、「残留たばこ成分」等の新しい概念や煙の出ないいわゆる「無煙たばこ」等の新しいたばこ関連製品に関する健康影響についての情報提供も重要である。

(普及啓発の促進)

(9) たばこの健康への悪影響について普及啓発し、禁煙を促す方法等について、健康教育の一環として、地域、職域、学校、家庭等において、関係者の対話と連携のもとで一層推進する必要がある。特に健康被害を受けやすい乳幼児の家庭内受動喫煙防止

のために、妊婦健診や両親教室など様々な機会を捉えて、禁煙とその継続を図るよう啓発することが重要である。

- (10) また、保健医療従事者は、専門領域や本人の喫煙状況等にかかわらず、たばこの健康への悪影響について正確な知識を得て、健康教育、特に禁煙教育や喫煙防止教育にこれまで以上に積極的に携わっていく責務があることを自覚する必要がある。

IV 今後の課題

今後検討を行っていく必要のある課題として、以下の事項が考えられる。

- (1) 受動喫煙については、子どもや妊産婦など特に保護されるべき立場の者への悪影響が問題となっている。屋外であっても、子どもや多数の者の利用が想定される公共的な空間(例えば、公園、通学路等)での受動喫煙防止対策は重要である。しかしながら、路上喫煙禁止等の措置によって喫煙者が公園において喫煙するという状況がみられる。受動喫煙防止対策の基本的な方向性を踏まえつつ、対策を推進するために、暫定的に喫煙可能区域を確保する場合には、子どもに被害が及ばないところとする等の措置も検討する必要がある。
- (2) 職場によっては従業員本人の自由意思が表明しにくい可能性もあることも踏まえ、職場において可能な受動喫煙防止対策について検討していく必要がある。
- (3) たばこ価格・たばこ税の引上げによって喫煙率の低下を図ることは重要であり、その実現に向けて引き続き努力する必要がある。
- (4) 国、地方公共団体等の行政機関の協働・連携を図るなど、受動喫煙防止対策を実効性を持って持続的に推進するための努力を更に継続していく必要がある。
- また、諸外国におけるクイットライン(電話による禁煙相談)のように手軽に活用できる禁煙支援のための方策・連携体制の構築等について検討する必要がある。
- (5) 受動喫煙の健康への悪影響について、国民や関係者が十分理解し、自ら問題意識をもって、共同体の一員として問題解決に臨む必要がある。受動喫煙防止対策を実効性をもって持続的に推進するためには、社会全体として受動喫煙防止対策に取り組むという気運を従来にも増して醸成することが重要であり、そのための効果的な方策を探ると

ともに速やかに行動に移す必要がある。

V おわりに

健康日本21や健康増進法、条約に基づき、今後とも受動喫煙防止対策を含めたたばこ対策を推進し、国民の健康増進を図る必要がある。受動喫煙防止対策は、その進捗状況及び実態を踏まえるとともに、諸外国の状況や経験を参考にしながら、更なる対策の進展に向け、関係者の参画のもとで系統的な取組を行い、評価する必要がある。

- 1) The Health Consequences of Involuntary Exposure to Tobacco Smoke “A Report of Surgeon General 2006
- 2) Glantz SA. Meta-analysis of the effects of smokefree laws on acute myocardial infarction: An update. Preventive Medicine. 2008;47:452-53
- 3) Pell JP et al. Smoke-free legislation and hospitalizations for acute coronary syndrome. N Engl J Med 2008;359:482-91
- 4) 平成20年12月25日「平成19年国民健康・栄養調査概要」:厚生労働省
- 5) 平成20年3月4日「脱タバコ社会の実現に向けて」:日本学術会議
- 6) 平成14年6月分煙効果判定基準策定検討会報告書:厚生労働省

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（「たばこ規制枠組条約」：要点）

<2005年2月27日発効>

この条約は、世界保健機関（WHO）の下で作成された保健分野における初めての多数国間条約であり、たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在および将来の世代を保護することを目的とし、たばこに関する広告、包装上の表示等の規制とたばこの規制に関する国際協力について定めるものである。

<条約の主な内容>

- 職場等の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な措置をとる。
- たばこの包装及びラベルについて、消費者に誤解を与えるおそれのある形容的表示等を用いることによってたばこ製品の販売を促進しないことを確保し、主要な表示面の30%以上を健康警告表示に充てる。
- たばこの広告、販売促進及び後援（スポンサーシップ）を禁止しまたは制限する。
- たばこ製品の不法な取引をなくするため、包装に最終仕向地を示す効果的な表示を行うことを要求する。
- 未成年者に対するたばこの販売を禁止するための効果的な措置をとる。
- 条約の実施状況の検討及び条約の効果的な実施の促進に必要な決定等を行う締約国会議を設置する。締約国は、条約の実施について定期的な報告を締約国会議に提出する。

たばこ規制枠組条約第8条の履行のためのガイドライン（骨子）（2007年7月第2回たばこ規制枠組条約締約国会議採択）

「たばこの煙にさらされることからの保護」（受動喫煙防止対策）については、たばこ規制枠組条約(FCTC)第8条において「各締約国が既存の国の権限の範囲内で実施する」こととされている。

2007年7月第2回たばこ規制枠組条約締約国会議において、たばこ規制枠組条約第8条を適切に履行することを目的とした受動喫煙を防止するための有効な方法に関するガイドラインが採択された。そのガイドラインの骨子は、以下のとおりである。

- ①たばこの煙にさらされて安全というレベルはなく、受動喫煙による健康被害を完全に防止するためには、100%禁煙とすべき。換気、空気ろ過、指定喫煙区域の使用等では不十分である。
- ②すべての屋内の職場及び屋内の公共の場は禁煙とすべきである。
- ③人々をたばこの煙からさらされることから保護するための立法措置が必要である。また、自主規制による禁煙対策は不十分である。有効であるためには、法律は単純、明快でかつ強制力をもつべきである。

たばこ規制枠組条約

第8条 たばこの煙にさらされることからの保護

- 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
- 2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

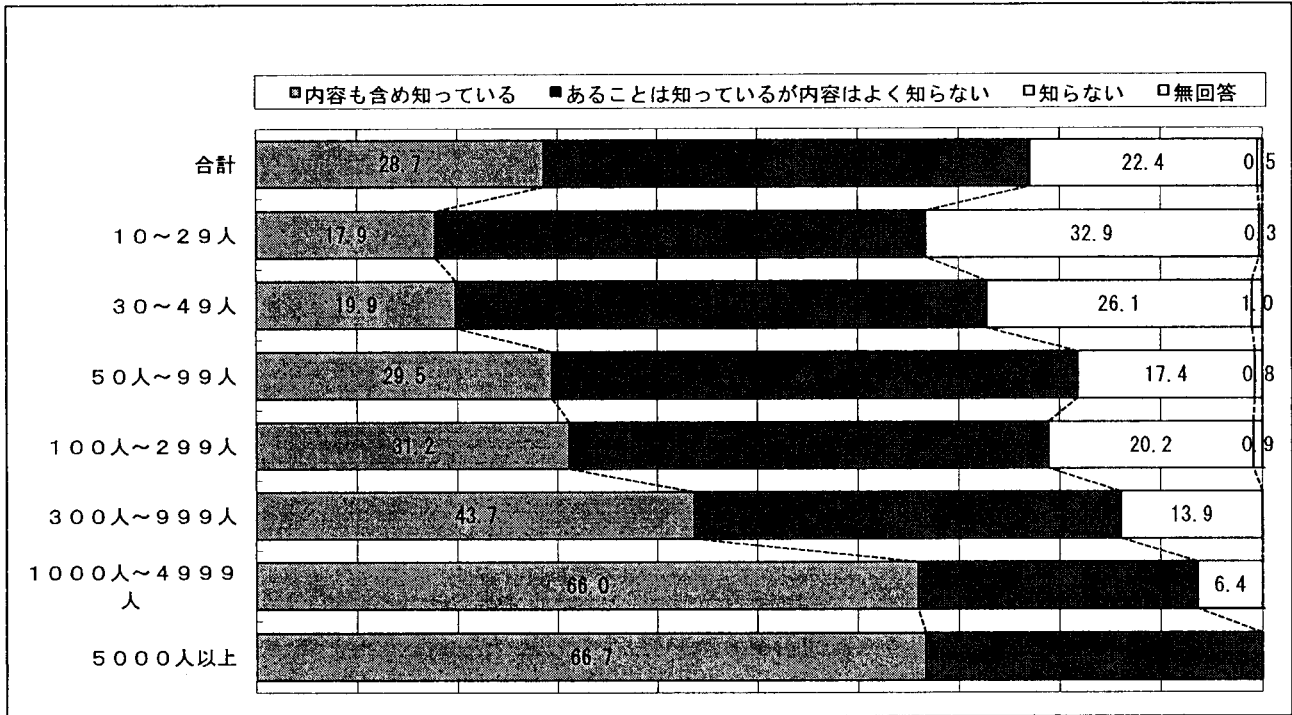
平成19年度厚生労働省委託事業

平成19年度
「職場における喫煙対策の実施状況について」
アンケート調査結果報告書

平成20年3月

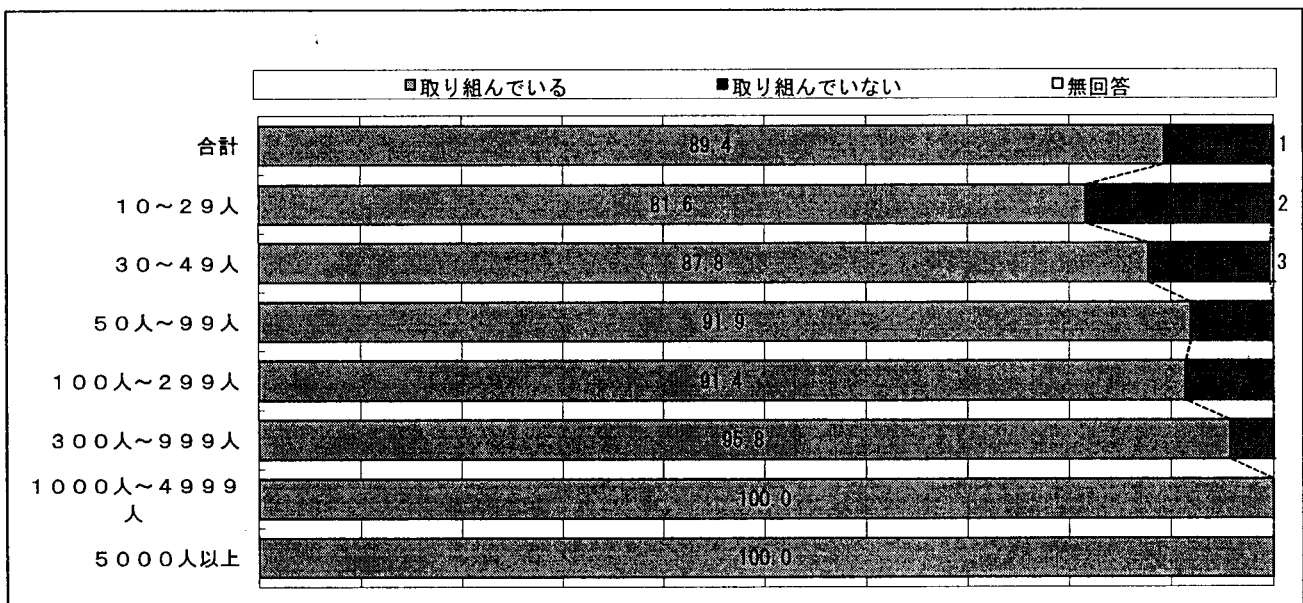
中央労働災害防止協会
中央快適職場推進センター

問6. 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」を知っていますか



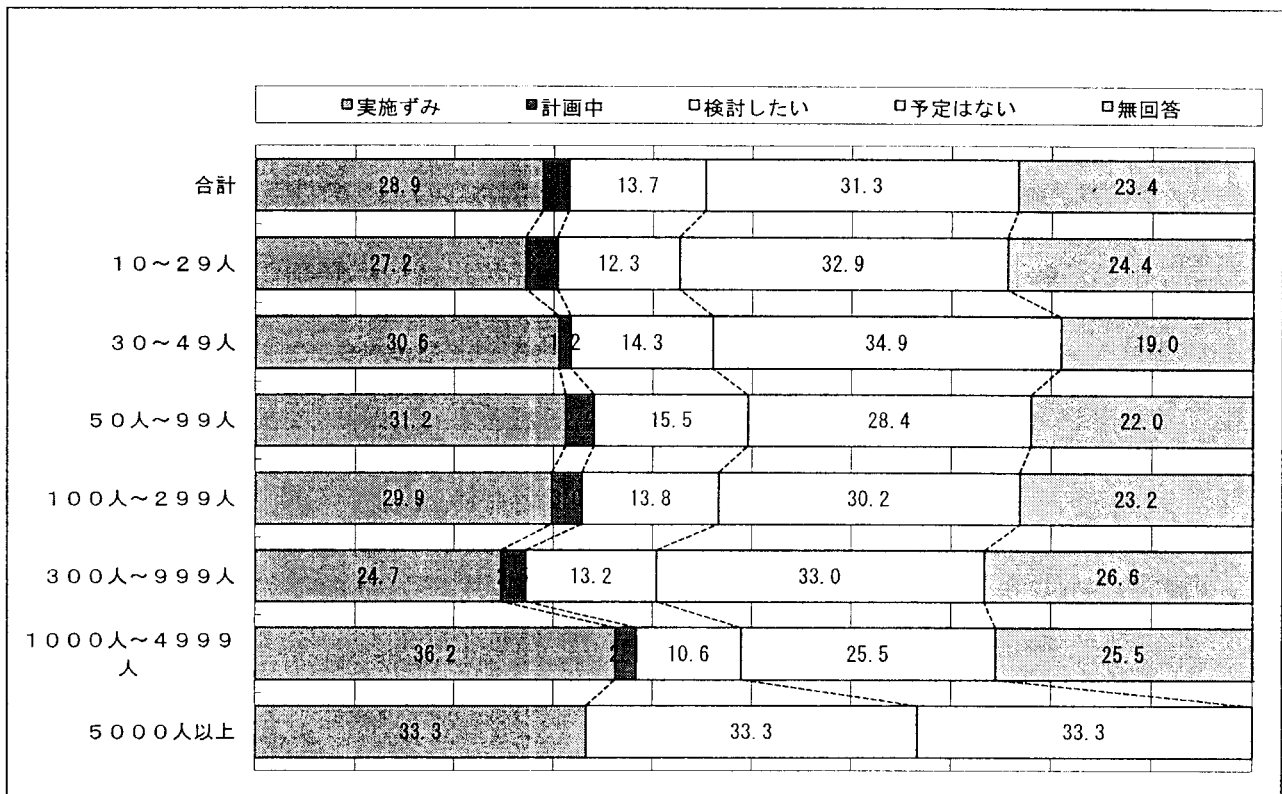
小規模事業場ほど、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」について知らないと解答した事業場が多い傾向にあった。一方、衛生委員会の設置義務のない49人以下の従業員規模の事業場でも回答事業場の2割弱で「内容も含め知っている」と答えており、健康影響の回答と共に関心が深いことがうかがえる。

問7. 何らかの喫煙対策に取り組んでいますか

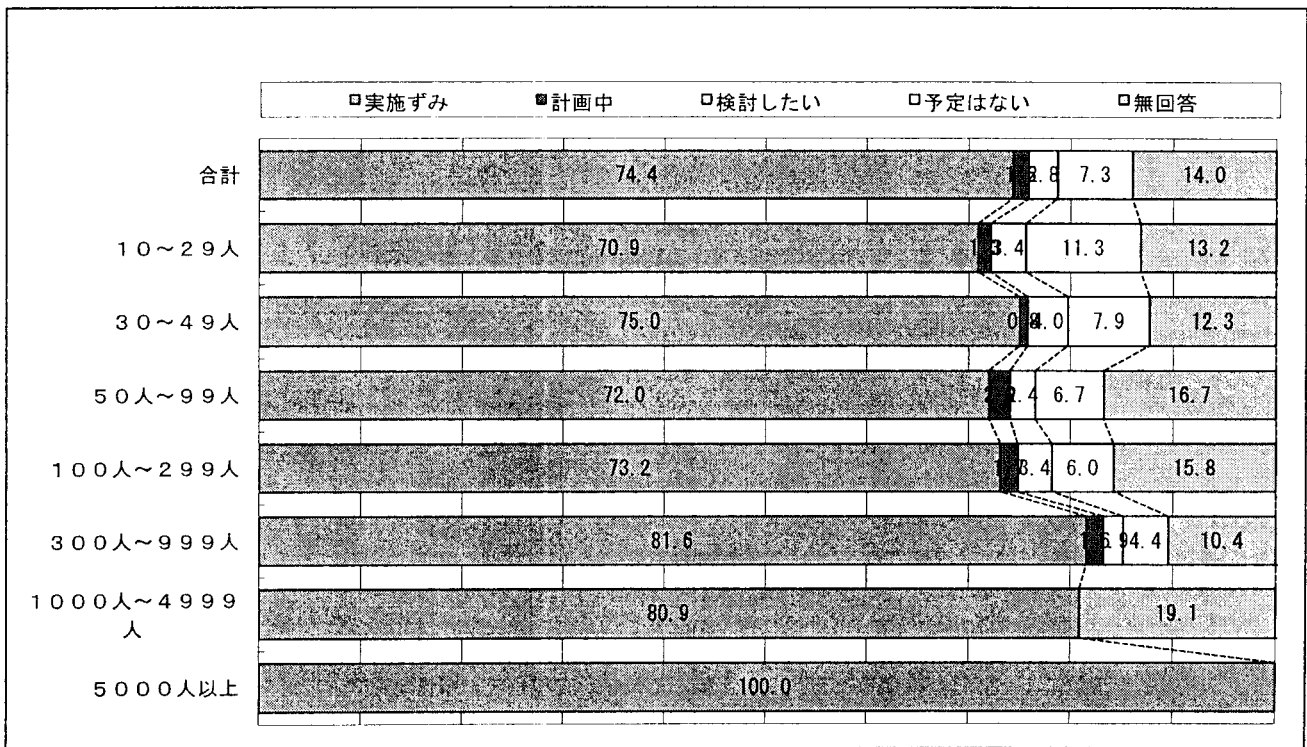


大規模事業場ほど何らかの喫煙対策に「取り組んでいる」と回答していた。一方、300人~999人規模の事業場でも4.2%の事業場が健康影響の知識を有しているにもかかわらず「取り組んでいない」と回答した。

問9-①-イ. 喫煙対策の実施状況:建物内は全面禁煙

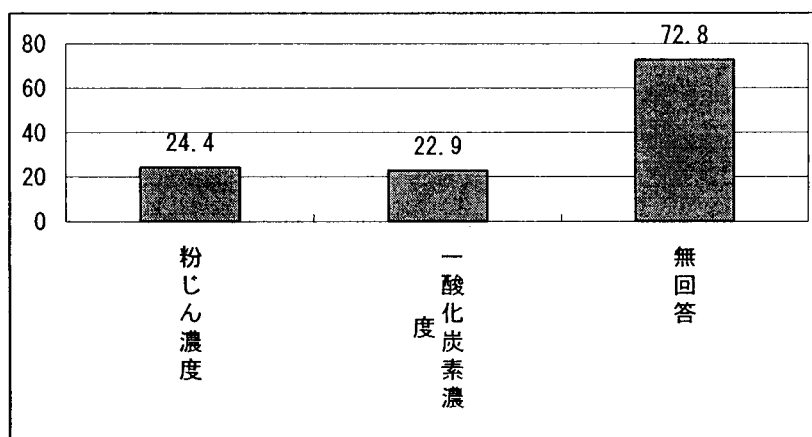


問9-①-エ. 喫煙対策の実施状況:建物内に喫煙室又は喫煙コーナーを設置



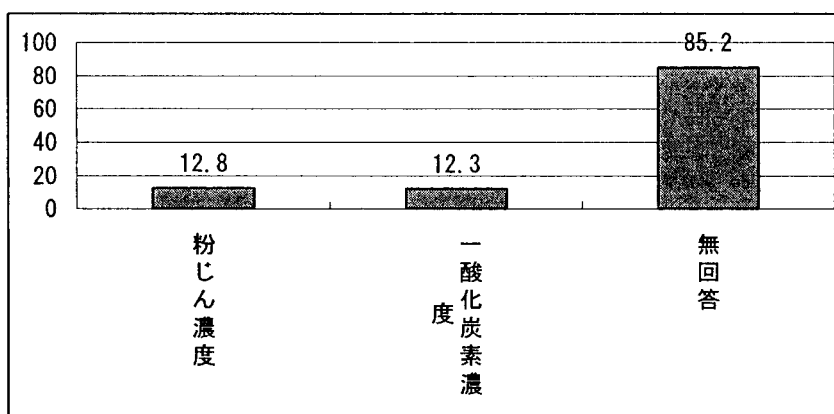
従業員数で小規模の事業場にあっても、このような空間分煙が推し進められていることが示されていた。

問12-②. 空気環境の測定項目:非喫煙場所(事務室を含む)



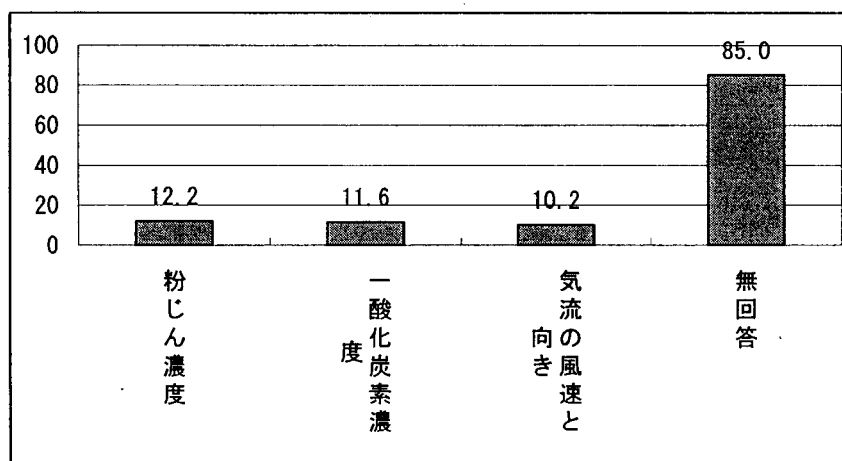
非喫煙場所での浮遊粉じん、一酸化炭素濃度の測定は、約1/4の事業場で実施している。

問12-②. 空気環境の測定項目:喫煙室等の内部



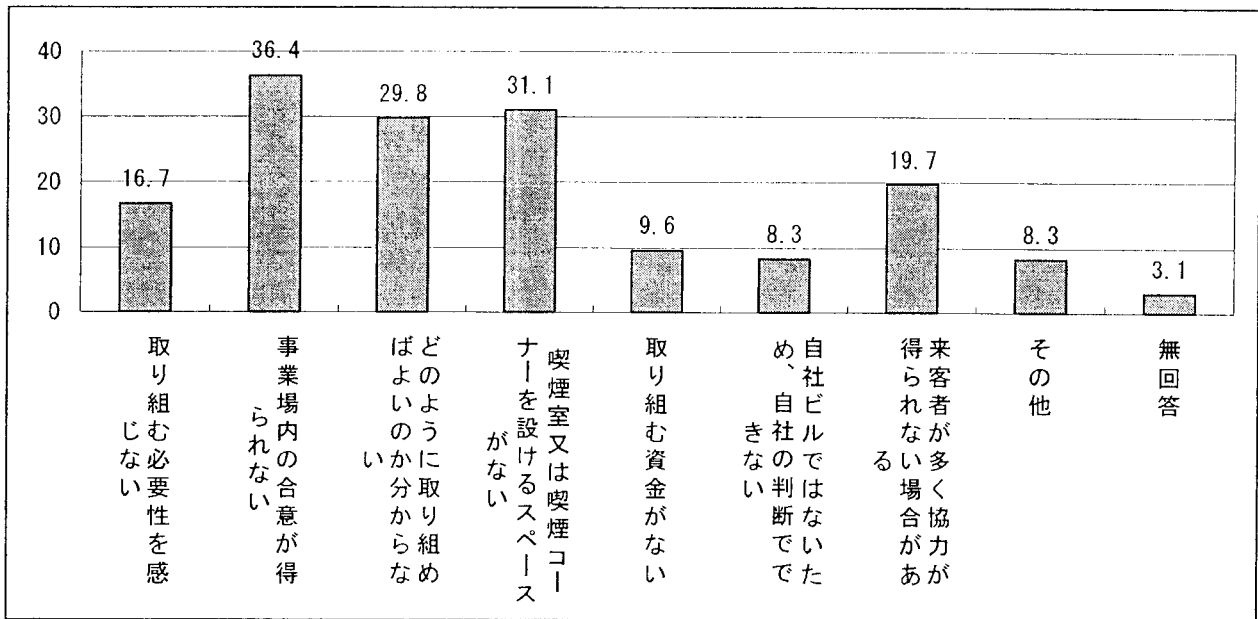
喫煙室内部の測定実施率は、約12%となっていた。非喫煙場所の測定とは実施率に差が大きい。

問12-②. 空気環境の測定項目:非喫煙場所と喫煙室の境界



非喫煙場所と喫煙室の境界での測定実施率は、10~12%程度であった。非喫煙場所の測定とは実施率に差が大きい。

問13-①. 喫煙対策に取り組んでいない理由



「(来客者も含め)喫煙者の協力(合意)」「スペース」「方法が分からない」が大きな問題になっている。

